

※ は県の実施事項

6つの発生段階に対応した6分野の主な対策の概要

安曇野市

新型インフルエンザ等の発生段階		①未発生期	②海外発生期	③国内発生早期	④県内発生早期	⑤県内感染期	⑥小康期
分野	発生段階ごとの対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県等との連携により事前準備を実施 ・情報収集と情報提供 ・業務継続計画の作成 ・各班でマニュアル作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内発生をできる限り遅らせる ・県内発生に向けての体制整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内発生に向けての体制整備 ・相談体制の整備 ・住民予防接種の準備と体制整備、実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止策実施 ・市民への情報提供と相談の実施 ・住民予防接種の実施 ・医療需要への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止策から被害軽減策へ変更 ・必要なライフライン等の事業活動の継続 ・健康被害を最小限に ・住民予防接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2波に備えた第1波のまとめ、評価 ・医療体制・社会経済活動の回復 ・市民への情報提供
1 実施体制	①「安曇野市新型インフルエンザ等対策本部」の設置・運営（総括班）	<ul style="list-style-type: none"> ・安曇野市新型インフルエンザ等対策本部等に係る体制整備 ・各部局の業務継続計画の策定等の指示 ・職員体制の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・政府対策本部の設置後、直ちに県対策本部及び地方部を設置し、運営（市は緊急事態宣言後、または県対策本部設置後に速やかに市対策本部を設置する） ・職場、各班等の活動状況を把握し、対策本部での情報共有、対処を検討する ・職員の感染拡大防止に努め、出勤状況の把握を行う ・国・県からの情報把握し、基本的対処方針について関係機関に周知する 				<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の廃止 ・マニュアルの見直し
	②庁内の関係部局内の連携、各班の統括（総括班）						
	③庁内の業務継続計画作成、各班のマニュアル作成（各班、総括班）						
	④国・県からの情報を把握し、基本的対処方針について関係機関に周知する（総括班）						
2 情報提供・共有 (情報収集も含む)	①市民に多様な媒体を用いて理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。（総括班）	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信、情報共有方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外での発生状況を情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内での発生状況を情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民への情報発信の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供のあり方を見直し ・相談窓口等への問い合わせの取りまとめ 	
	②市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口設置（市民相談班）	<ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の設置、体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の充実・強化 			
	③市民からの健康相談等の実施（医療・予防接種班）	<ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の設置、体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の充実・強化 			
3 予防まん延防止	①市民にマスク着用・咳エチケット・手洗い等予防の周知を行う（総括班）	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗い、咳エチケット等の普及・啓発 ・まん延時の学校、通所施設、イベント等の制限を検討しておく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等への手洗い、咳エチケット等の勧奨 ・職場、施設内での感染防止対策についての周知と徹底 ・市民に対する不要不急の外出自粛等の要請、学校、保育所、興行場等の施設の使用制限、催物開催停止の要請等 				<ul style="list-style-type: none"> ・通常の業務の再開
	②地域・職場に対し予防の周知、感染対策の徹底。						
	③施設の使用制限、催物等制限、停止に対する取組（予防・まん延防止班）						
4 予防接種	① 特定接種（厚生労働大臣の登録を受けた事業者や新型インフルエンザ等対策に携わる公務員にワクチン接種）を実施する（県・医療・予防接種班）	<ul style="list-style-type: none"> ・特定接種の対象となる事業者の登録 ・市職員の登録 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定接種の準備 ・市職員の接種体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定接種の準備/実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民接種の実施（第2波に備えた住民への予防接種の継続） 	
	② 住民接種（市町村は、原則として集団的接種により住民を対象としたワクチン接種）を実施する。（医療・予防接種班）	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な実施方法について調整・準備 ・関係団体との調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民接種の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民接種の準備/実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民接種の実施 		
5 医療	①各保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置し相談、情報提供を実施する（県）	<ul style="list-style-type: none"> ・二次医療圏ごとの医療体制の整備 ・医療機関ごとの診療継続計画の作成支援 ・医療機関等の参加による訓練や研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「帰国者・接触者相談センター」の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談等の継続 		<ul style="list-style-type: none"> ・通常医療体制への移行 	
	②「帰国者・接触者外来」を設置し、発生国からの帰国者や国内発生患者の濃厚接触者等の診療を行う（県）		<ul style="list-style-type: none"> ・「帰国者・接触者外来」の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療提供の継続 			
	③医療体制の切り替え 県内発生早期までは、感染症法に基づいて患者等を感染症指定医療機関等への入院措置を実施するが、患者数が大幅に増え、県内感染期となった場合には、一般の医療機関で診療する体制に切り替える（県）		<ul style="list-style-type: none"> ・県内発生に備えた医療体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ①感染症指定医療機関等への入院措置の実施 ②診断・治療に資する情報等の医療機関への提供 	<ul style="list-style-type: none"> ①患者数の大幅増加に応じて、原則全ての一般医療機関における診療の開始 ②ファックスによる処方せん送付 		
	④医療体制への協力 市は情報共有や課題検討をするとともに、県等からの要請に応じ、対策に協力する（医療・予防接種班）		<ul style="list-style-type: none"> ・安曇野市新型インフルエンザ等体制検討委員会において情報共有、検討を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・県・保健所の医療体制整備への協力 			
6 市民生活・市民経済の安定	①新型インフルエンザの流行により生活に支障をきたすおそれのある世帯（高齢者・障害者世帯など）への生活支援を行う。（要援護者支援班）	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者の把握と具体的対応方法の検討、確認 ・在宅要援護者への生活支援や搬送、死亡時の対応等を行う 				<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の被害状況の確認と支援 ・通常体制に移行 ・消費した物資の備蓄 	
	②物資の流通など社会・経済機能の維持に努める（県、予防・まん延防止班）	<ul style="list-style-type: none"> ・県と協力し、市民生活への影響が最小限となるよう、事業者に対する体制整備への取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に消費者としての適切な行動の呼びかけ ・県と協力し、価格高騰や売り惜しみ防止など、関係団体へ周知する【緊急事態宣言あり】 ・国・県と協力し、ライフラインの確保、安定供給、犯罪の予防・取り締まりに努める 				
	③埋葬・火葬の円滑な実施を図る（市民相談班）	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬能力の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬能力の限界を超える事態への施設の確保等の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・埋火葬について情報収集 ・国、県の連携し、埋火葬手続き、方法を検討 			
	④予防用物資及び資材の備蓄等（医療・予防接種班）	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品等の備蓄 		<ul style="list-style-type: none"> ・業務で使用する消毒薬、マスク、防護服等の手配 			